

原子力安全に関する IAEA 閣僚会議 (6月)

20日

<午前>

全体セッション (閣僚級)

議長：グレイトマン駐ウィーン伯大使

①議長開会演説

②天野IAEA事務局長演説

<午後>

③各国代表演説 (閣僚級)

1.日本 (海江田経済産業大臣)

④閣僚宣言の採択

21日

<午前>

⑤各国代表演説

<午後>

22日

<午前>

<午後>

23日

<午前>

<午後>

24日

①各作業セッション議長によるサマリーの発表

②天野IAEA事務局長による取りまとめ発言

③議長による閉会の辞

作業セッション (事務レベル)

パネル1-I 「東電福島原発事故の専門的予備的評価」

冒頭挨拶 ・ 山花外務大臣政務官

【基調講演】 ・ 日本 (広瀬内閣府参与)

・ ウェイトマン (英・IAEA調査団長)

【パネリスト】 ・ 韓 ・ 印 ・ IAEA原子力施設安全部

パネル1-II 「原子力施設の安全性の継続的向上のための今後の行動」

【基調講演】 ・ 世界原子力発電事業者協会 ・ 世界原子力協会

【パネリスト】 ・ 米 ・ 露

・ 欧州安全組織機構 (ETSON)

パネル2-I 「東電福島原発事故への初期対応」

【基調講演】 ・ FAO ・ WHO

【パネリスト】 ・ スペイン ・ インドネシア

・ メキシコ

パネル2-II 「東電福島原発事故への対応に関して得られた教訓と今後の方向性」

【基調講演】 ・ IAEA事故・緊急センター

・ 世界気象機関 (WMO)

【パネリスト】 ・ 日本 (広瀬内閣府参与) ・ モロッコ ・ チリ

パネル3-I 「国際アレンジメント枠組みレビュー」

【基調講演】 ・ 仏

・ OECD原子力機関(NEA)

【パネリスト】 ・ カナダ ・ 南アフリカ ・ 中

パネル3-II 「世界の原子力安全の枠組み強化のためにとり得る方法」

【基調講演】 ・ IAEA国際原子力安全諮問委員会 (INSAG)

・ 西欧原子力規制協会

【パネリスト】 ・ 国際原子力法学会(INLA) ・ ウクライナ ・ 仏

1 「東電福島原発事故の予備的評価と安全性向上のための行動」
(ウエイトマン 英主席原子力安全検査官)

2 「緊急事態への準備と対応」
(テラ・ロサ・フィリピン 原子力研究所長)

3 「世界の原子力安全の枠組み」
(メザール 国際原子力安全諮問グループ議長(米))

I A E A 閣僚会議の結果概要について

平成 23 年 6 月 29 日
経 済 産 業 省

1. 全体セッション（閣僚級）概要

- (1) 本会議は、3月11日に発生した東日本大震災に伴う原発事故を受け、天野 I A E A 事務局長の提案により急遽開催されたもの。151カ国全ての加盟国が招待された。我が国からは、海江田経済産業大臣、山花外務大臣政務官が出席。
- (2) 各国代表演説では、海江田大臣が第一番目の発言者として、各国に対して支援に対する感謝を表明するとともに、I A E A に提出した報告書に基づき、事故の経緯と対応、プラントの現状、事故から得られた教訓について説明した（別添 1）。
- (3) 我が国の対応について、原子炉の冷却、放射性物質の拡散抑止、厳格なモニタリング、食品・製品・労働者の安全性確保に取り組む決意を示すとともに、既に全ての原子力発電所において緊急安全対策を講じ、運転の継続や再起動に安全上の支障がないと判断している旨を説明した。
- (4) 内外記者会見を通じて、貿易に関して、日本は開かれており、これまでどおりに日本との貿易や渡航を行うよう各国に要請した。
- (5) 20日夕刻（現地時間）に閣僚宣言が採択された。（別添 2）

2. 作業セッション概要

- (1) 第 1 作業セッション「東京電力福島原子力発電所事故に関する暫定的な専門家の評価」（議長：ウェイトマン英主席原子力施設検査官（I A E A 調査団長））は 6 月 20、21 日に開催。
○ 冒頭、山花外務大臣政務官から挨拶。

- 広瀬内閣府参与から我が国政府報告書の内容を、ウェイトマン議長から IAEA 調査団報告書の内容を説明（別添 3）。
- （2）第 2 作業セッション「緊急事態に係る準備と対応」（議長：デラ・ロサ・フィリピン原子力研究所長）は 6 月 21、22 日に開催。
 - 広瀬内閣府参与がパネリストとして参加（別添 3）。
 - IAEA の役割の拡大、放射線影響のタイムリーな提供、公衆とのコミュニケーションにおける国際機関の役割等につき意見交換。
- （3）第 3 作業セッション「世界の原子力安全枠組みの強化に向けたあり得べき道筋」（議長：メザーブ国際原子力安全諮問グループ議長）は 6 月 22、23 日に開催。
 - 原子力安全を確保する各主体の役割、規制当局の独立性、原子力安全関連条約の見直しの可能性、IAEA 安全基準の改善と厳格な適用、IAEA 安全評価ミッションの拡充等について意見交換。
 - 宮川軍縮不拡散・科学部長から、原子力安全を国際的に強化するための我が国の 5 提案の内容を説明するとともに、我が国が実施している緊急安全対策について紹介。

3. 総括セッション概要

6 月 24 日、議長及び各作業セッション議長は、会議日程中表明された考えや立場を踏まえ、IAEA 安全基準の強化、各国における安全性レビューの実施、独立した規制機関の必要性等を掲げる議長サマリーを提示（別添 4）。今後、閣僚宣言及び同サマリーを参考に、天野事務局長が報告書及び行動計画案を作成し、来る本年 9 月の IAEA 理事会及び同総会に提示する予定。

4. 二国間会談

（1）天野 IAEA 事務局長

- 東京電力福島第一発電所については、津波対策や規制機関の独立などの課題がある一方、震災後の日本の対応は、取りうる最善の措置であったと評価。
- 日本の講じた 3 月及び 6 月の緊急安全対策は、日本の原子力安全向上

に貢献する。欧州のストレステストなどと比べ、あまり報じられていないのは残念。今回の閣僚会議において日本からの報告をもらえることで、原子力安全に関する国際的な信頼再構築に大きな意味がある。

- 日本が来年後半、I A E Aと協力して国際会議を開催することを強く支持。

(2) ポネマン米エネルギー省副長官

- 日米同盟の上からも、人道的観点からも東京電力福島第一発電所の事故対応に全面協力するのは当然。今後とも支援を継続。
- I A E Aへの報告書を拝見した。東京電力福島第一への今後の対応について、同席のヤツコNRC委員長などと、引き続き緊密に協力してほしい。
- 原子力損害賠償に関する国際条約(C S C)の発効に向けて、日本の協力を要請したい。
- 最近の原油価格の高騰についても、日米間で緊密に情報交換を続けていきたい。

(3) モリゼ仏エコロジー大臣

- 原子力発電は、引き続き有力なオプションだと認識。
- 先日のG 8ドービル・サミットの成果、6月7日のフランス主催閣僚会合の結果を踏まえ、原子力安全に関する高度な国際基準作りを進めたい。
- 今回の原子力事故により、原子力発電が将来のエネルギー構成に占める割合など、日本のエネルギー政策がどのような方向に向かうかに大きな関心を持っている。

(別添 1)

原子力安全に関する国際原子力機関（IAEA）閣僚会議
海江田万里経済産業大臣ステートメント

2011年6月20日
ウィーン

議長、事務局長、ご列席の皆様、本日は本会議に出席し、日本を襲った大災害の詳細や日本政府による現在の対応、過去数ヶ月に我々が得た教訓についてご説明する機会を与えられたことに、先ず御礼申し上げます。3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれが引き起こした津波及びそれに伴う原子力発電所の事故は、日本に多大な被害をもたらしました。このような苦難に対し、世界中から様々なレベルでご支援や連帯の表明をいただきました。日本を代表し、心から感謝申し上げます。

IAEAには、震災後直ちに専門家を派遣いただき、5月下旬には事故調査団も訪日され、つぶさに原子力発電所の事故を調査されたことに、感謝いたします。我が国は今後も今回の事故の経験や教訓をIAEAをはじめ国際社会と積極的に共有していく決意であることを申し上げます。

今回の地震は、マグニチュード9.0という我が国観測史上最大の地震で、それに伴い各地で10mを超える津波が観測されており、東日本に大きな被害をもたらしました。犠牲者は、死亡者、行方不明者を合わせて約2万5千人となっておりますが、その大半が津波によるものと推定されております。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、自然災害と原子力事故が相次いで発生したこと、複数の原子炉事故が同時進行したこと、そして事故が長期にわたり継続していること、の3つの点で未だかつてどの国も経験したことのないものです。

この事故の状況を国際社会に正確かつ迅速に伝達すること、そしてそこから得られる教訓を、国際社会と共有していくことは我が国の責務です。このため、我が国は事故の状況の暫定的な評価等を取りまとめ、事故から得られた教訓を記した報告書を今回のIAEA閣僚会議に提出いたしました。本日はこれをベースにお話しいたします。

地震発生当時、東京電力福島第一原子力発電所では、地震の発生により6つの原子炉のうち運転中の3つの原子炉が自動的に停止しました。また外部からの電源供給が止まりましたが、非常用ディーゼル発電機が稼働しました。

しかし、地震発生約40分後には最初の大きな津波が東京電力福島第一原子力発電所を襲いました。津波の浸水高は14mから15mに達し、6号機の一基を除き非

常用ディーゼル発電機が水没して使えなくなるとともに、冷却用の海水ポンプの全てが機能を停止しました。

津波の後も、蒸気駆動の冷却系統はしばらくの間機能し、原子炉水位を維持したものの、電源が復旧しない中で、やがて停止しました。この過程で、1号機から3号機について、原子炉圧力容器への注水ができない事態が一定時間継続したため、核燃料は水位の低下により露出し、炉心の溶融に至りました。1号機から4号機まで、水素が原因と思われる爆発が発生し、また、建屋上部のオペレーションフロアにあった使用済燃料プールへの給水と冷却も困難となりました。これら全てが地震発生後1週間足らずに発生しました。

我々は、事故の収束に向けて、次の4つの主要課題に引き続き取り組みます。第一に原子炉を冷却すること、第二に放射性物質の大気中、海中への拡散を抑止すること、第三に厳格かつ集中的な監視を行うこと、第四に食品、工業製品、そして現場の労働者の安全を確保することです。

4月17日には事故の収束に向けた道筋を事業者が公表し、その中で原子炉の冷温停止に至るまでの作業プロセスや放射性物質の放出抑制の方針が示され、作業が進められています。政府はこの方針を支持し、厳格な安全上の確認を行います。

今後の進捗については、まだ不確実性も残りますが、我々は国際社会に対し、可能な限り速やかに、あらゆる情報を提供してまいります。

将来的には、損傷した炉心の取り出しやその処理・処分、放射性物質で汚染された地域の浄化、また、長期的な放射線影響に関する疫学調査などの中長期課題について、我が国は、世界各国・国際機関の専門家の協力を得て、取り組んでまいります。

住民避難に関しては、東京電力福島第一発電所から20km圏内の合計約8万人の避難を完了しております。政府は避難者の一日も早い帰宅を実現すべくモニタリングの実施や環境の浄化などに全力を挙げてまいります。

今回の事故から徹底的に教訓を汲み取り、原子力に関係する人々が共有することが重要です。

教訓の第一は、シビアアクシデントの防止策に関するものです。津波については、十分な高さと発生頻度を考慮し、重要な安全機能を維持できるようにすることが必要です。また、電源について共通の原因による故障を回避する観点から、複数の異なった冷却方式を導入した上で、非常用電源や電源車を複数配備することを通じて電源の多様化を図ることなどが、極めて重要です。

第二は、シビアアクシデントへの対応に関する教訓です。高温下での水と金属の反応による水素の発生は脅威であり、水素爆発の防止対策が必要です。中央制御室の放射線遮へい、通信手段、照明などの確保の重要性も、我が国は今回の事故で学びました。

第三は、原子力災害への対応に関する教訓です。大規模な自然災害と原子力事故が同時に発生した場合を想定した体制を整備することが必要です。住民や自治体とのコ

コミュニケーションを強化しなければなりません。原子力事故の長期化を想定した準備も必要です。また、国際協力が有効であり、国際的な情報共有の体制を強化することが必要です。

第四は、原子力安全確保の基盤強化に関する教訓です。原子力安全の責任の所在を明確にし、大規模事故に迅速に対応する観点から、原子力安全・保安院を経済産業省から独立させ、原子力安全規制や環境モニタリングの実施体制の見直しの検討に着手することとしました。日本はIAEAの安全基準の強化にも最大限貢献してまいります。人材の育成・確保等が重要であることは言うまでもありません。

第五は、安全文化に関する教訓です。IAEAで示された原則を想起し、原子力安全の確保には深層防護の追求が不可欠との原点に立ち戻り、安全文化を醸成しなければなりません。

我が国は今回の事故を受け、3月30日に、津波を原因とするシビアアクシデントを避けるための緊急安全対策をとるよう、全ての原子力発電所に指示しました。5月には、東京電力福島第一、第二原子力発電所を除く全ての発電所について、この対策が適切に実施されていることを確認しました。

6月7日には水素爆発対策など直ちに取り組むべき措置の実施を指示しました。

高い確率で発生することが予想される想定東海地震とそれに伴う大規模な津波の影響を受ける中部電力浜岡原子力発電所以外の原子力発電所については、これらの措置を講じたことにより、運転中のものは運転継続を、検査のため停止中のものは起動して安全上支障ないことを政府として判断しております。

我が国は、原子力について、事故の徹底的な検証を踏まえ、最高水準の安全性を確保するため抜本的対策を講じ、安全確保を大前提として、今後の原子力政策の進め方について検討してまいります。

また、我が国は、シビアアクシデントへの対策などの安全技術に関する研究開発を国際的な共同研究プロジェクトとして提案してまいります。

さらに、世界の原子力発電の安全を最高水準に高めるためのIAEAを中心とした作業を円滑化する観点から、我が国は、IAEA安全基準の強化・活用の促進、IAEAの安全評価ミッションの拡充、原子力事故時の支援に関するIAEAの登録制度の拡充、原子力安全規制当局間の連携強化の促進、原子力安全関連条約の強化を提案します。

我が国は、先日「事故調査・検証委員会」を立ち上げました。外国人専門家の意見をいただき、その結論は全て公開されます。また、来年後半には、我が国において、原子力安全に関する国際会議をIAEAと協力して開催いたします。この会議によって、我が国は、今回の閣僚会議の議論や、事故の検証作業から得られる知見に基づき、今後IAEAを中心として行われる原子力安全に係る取組に最大限貢献したいと考えています。

今回の事故の収束に向けて、引き続き、様々な面で世界各国から支援していただいていることを大変感謝し、心強く思っております。事故の収束には多大な困難が伴いますが、世界の英知を結集して、必ずこの事故を乗り越えることができると確信しています。

ご静聴ありがとうございます。

原子力安全に関するIAEA閣僚会議宣言

- 日本に対する同情及び連帯を表明。国際社会による日本支援継続の決意を強調。
- 原子力を実行可能な選択肢と見なす国があり、また、原子力を利用せず、又は段階的に廃止する国もある。
- 原子力事故の発生時における科学的知見に基づく適切な対応及び完全な透明性の重要性を強調。
- 原子力安全を確保する上では、原子力発電計画を有する国家が中心的な役割を担う。
- IAEA安全基準は、強化され広範に実施されるべき。
- 原子力安全の国際的な促進におけるIAEAの中心的な役割の強化にコミット。
- 原子力安全に関し、政府間機関と非政府組織との間の緊密な協力を奨励。
- 原子力事故等に関し、IAEAは適時かつ正確な情報をより一層提供できるべき。
- 日本及びIAEA調査団による福島第一原発事故の初期的評価を含む報告書を歓迎。
- 福島第一原発事故に関する包括的かつ完全な透明性を有する評価を日本及びIAEAから受領することの必要性を強調。
- IAEAの安全評価ミッション等の利点を強調。
- 既存の原発の安全性に係る包括的評価を透明性をもって実施するよう奨励。
- 国内規制当局の効果的な独立性の確保等にコミット。
- 関連国際条約の普遍的遵守の重要性を再確認。強化の可能性を検討する。
- 国内外の関係諸機関間の協力の必要性を強調。緊急時対応におけるIAEAの役割の強化を要請。
- 原発新規導入国のキャパシティ・ビルディング促進の必要性を強調。
- 一つの国際的な原子力損害賠償制度の必要性を認識。
- IAEA事務局長に対し、報告書と行動計画案を作成し、理事会・総会に提出するよう要請。

宣言

原子力安全に関する I A E A 閣僚会議

2011年6月20日、ウィーン

我々、国際原子力機関（I A E A）加盟国の閣僚は、東日本における大規模な地震及び津波により生じた福島第一原子力発電所における原子力事故の深刻な影響に照らし、I A E A の主導的な役割の下、原子力安全、緊急事態に係る準備並びに人及び環境に係る放射線防護を国際的に強化するための教訓を学びかつ行動するプロセスの道筋を示すため、ウィーンに集い、次のとおり宣言する。

1 多数の死者及び重大な被害を引き起こした2011年3月11日の先例のない地震及び津波並びに福島第一原子力発電所における事故に関連して、日本への同情及び日本との連帯を表明する。災害及び事故が引き起こした影響を緩和し及び克服するための日本の取組を支援し続けるとの国際社会の決意を強調する。

2 原子力安全及び放射線防護に関する知見を向上させ並びに原子力安全、緊急事態に係る準備及び対応並びに人及び環境に係る放射線防護に関する国際的な基準を強化するための国際社会の取組並びに福島第一原子力発電所における事故から教訓を引き出す必要性を認識する。

3 いくつかの国は原子力発電は自国のエネルギー需要を満たす上で実行可能な選択肢であると見なしている一方で、原子力エネルギーを利用せず又は原子力エネルギーを段階的に廃止するとの決定を行っている国もあることを認識する。

4 原子力事故は国境を越える影響を有する可能性があり、原子力エネルギーの安全性並びに人及び環境への放射線の影響に関する公衆の懸念を呼び起こす可能性があることを認識する。万一原子力事故が発生した場合には、科学的知見及び完全な透明性に基づき適切な対応をとることの重要性を強調する。

5 原子力発電に係る計画を有する国家は、原子力安全に関する最も高い基準の適用を確保する上で中心的な役割を担うことを強調する。原子力事故がもたらす影響を最小限のものとするため、これらの国家は、原子力事故に対して適時に、透明性をもって、かつ、適切に対応する責任を有することを強調する。

6 I A E A の安全基準は、継続的に見直され、強化され及び可能な限り広範かつ効果的に実施されるべきである。かかる I A E A 安全基準に基づく最も高かつ堅固な水準の原子力安全が存在することを確保するため、強化された国内的及び国際的な措置を実施することの重要性を強調するとともに、このための二国間、地域的及び国際的な協力を拡大することにコミットする。

7 国際的な原子力安全を強化するための国際協力を促進し及び国際的な取組を調整し、この分野における専門知識及び助言を提供し並びに原子力安全文化を国際的に促進する上で、I A E Aの中心的な役割を強化することにコミットする。

8 原子力安全に関連する事項に関し、関連する政府間機関と非政府組織との間の緊密な協力及び調整を奨励する。

9 原子力事故及びそれらがもたらした放射線の影響に関し、I A E Aは、適時の、事実に基づく正確な、かつ、客観的な情報及び評価を提供するとの高い水準の公衆の期待に一層応えられるべきとの重要性を強調する。

10 福島第一原子力発電所における事故に関する初期的な評価を含む、日本及び日本へのI A E A国際調査団が提供した報告書を歓迎する。

11 福島第一原子力発電所における事故に関連するI A E A安全基準（特に、複合的で深刻な災害に関連するもの）を見直すことを含め、国際社会が事故の教訓を引き出し及びその教訓に基づいて行動し得るようにするため、当該事故に関する包括的かつ完全な透明性を有する評価を日本及びI A E Aから得ることの必要性を強調する。

12 国際的に合意される規則及び手続に基づき原子力施設の安全性の不断な改善を確保するため、定期的な審査及び評価のためのミッション（国内体制、緊急事態に係る準備及び対応並びに原子力発電所の運転を評価するもの）を通じ、特に、確立したI A E Aの枠組みにおいて、強化され、質が高く、独立性を有する国際的な原子力安全の専門家による評価を受ける利点を強調する。

13 原子力発電所を運転している国に対し、福島第一原子力発電所における事故への対応として、原子力発電所の危険及び安全に関する包括的な評価を透明性のある方法で実施するよう奨励する。

14 原子力安全に係る措置の実施における原子力産業界及び事業者の責任を強調するとともに、これらの者及び関連団体に対し、特に透明性を促進し及び安全性への考慮を優先させることにより、原子力安全を強化するための国際的な取組を完全に支持し及びこの取組に積極的に貢献するよう要請する。

15 適切な技術的及び科学的な支援を通じることを含め、国内規制当局の権威、権限及び資源を更に強化すること並びに当該当局の効果的な独立性を確保することにコミットする。

16 原子力安全に関する国際的な文書の普遍的な遵守、効果的な実施及び継続的な見直しの重要性を改めて述べ、この分野における国際的な法的枠組みの強化の可能性を検討し、並びにこの点に関するI A E Aの強化された取組を認識する。

17 事故時における適切な、また、迅速かつ継続的な情報共有、並びに原子力安全の全ての側面に関する透明性及び国家間の最良の慣行の交換の重要性を強調する。

18 安全に係る技術情報の可能な限りの自由な流通及び広範な普及は、本質的に技術的であり国際的な関心事である原子力安全を向上させることを強調する。革新的な技術が原子力安全を改善する上で果たし得る役割に留意する。

19 地域的及び国際的なレベルでの危機管理の分野において、可能な場合には即時対応能力を構築し及び訓練を促進することなどを通じ、原子力事故に関する国内的、地域的及び国際的な緊急事態に係る準備及び対応を改善する必要性、並びに各国の当局、技術的な安全機関及び事業者の間の協力並びに関連する政府間機関と非政府間機関との間の協力を強化する必要性を強調する。対応及び支援に係る I A E A の既存の能力を促進し及び可能な場合には拡大することにより、緊急事態に係る準備及び対応に関する I A E A の強化された役割を要請する。

20 原子力発電に係る計画を有している国及び I A E A が規制者及び事業者の両者に対するキャパシティ・ビルディング（教育及び訓練を含む。）を促進する必要性を強調する。

21 原子力発電に係る計画の開始を企図している国が、特に、原子力技術の安全かつ安心な利用を支援する効果的な I A E A 技術協力メカニズムの活用により、原子力安全に関する適切な基盤（I A E A 安全基準、関連するガイダンス及び支援に基づくもの。）を構築することの必要性を強調する。

22 原子力損害に対して適切な賠償を提供するため、原子力に係る損害賠償責任に関する一つの国際的な制度（原子力事故により影響を受けるおそれのある全ての国の懸念に対処するもの）の必要性を認識する。

23 I A E A 事務局長に対し、この宣言、3つのワーキング・セッションの結論及び勧告並びに利用可能な専門知識及び知見に基づき、2011年6月の原子力安全に関する I A E A 閣僚会議に係る報告書及び行動計画案を作成するよう要請するとともに、閣僚会議の結果をフォローアップするため、適切な場合には他の関連する国際機関との調整及び協力を促進し並びに行動計画に関する加盟国間の協議を促進するよう要請する。

24 I A E A 事務局長に対し、この報告書及び行動計画案（原子力安全、緊急事態に係る準備及び対応、人及び環境に係る放射線防護並びに関係する国際的な法的枠組みに関連する全ての事項を含むもの）を、2011年に行われる次回の I A E A の理事会及び総会に提出するよう要請する。

25 I A E A の理事会及び総会に対し、決定を行うに当たってはこの会議の結果を反映させ、及び行動計画の効果的、迅速かつ資源を十分に提供した形での実施を支持するよう要請する。

I A E A 閣僚会議議長サマリーの主なポイント

- I A E A は、全ての関連分野の安全基準をレビューし強化することを奨励された。
- 全ての加盟国は I A E A 安全基準を適用するとの強固なコミットメントを行うよう奨励された。
- 加盟国は、2012年の原子力安全条約の特別会合で安全性レビューの結果及び教訓への対応につき報告することを強く奨励された。
- 全ての加盟国が、全ての原発の安全性を体系的にレビューすることが重要。
- I A E A のいくつかの安全評価ミッションを原発保有国及び導入国に義務づけることを検討することが示唆された。
- 信頼性が高く、有能かつ独立した規制当局は、原子力安全の不可欠な要素。
- 国際原子力事故評価尺度 (I N E S) のレビューと改善が必要。
- I A E A は、原子力事故の際の「事実調査ミッション」を制度化することが奨励された。
- 日本は、事故の評価と教訓を引き続きオープンに共有することを奨励された。
- 当局、事業者、技術支援機関の間の協力が強化されるべき旨が留意された。
- 国際的緊急事態への準備・対応の枠組みのための法的文書の強化の方法を検討すべきである。
- 放射能の影響や対応の I A E A による分析能力を強化し、右を加盟国と共有する役割を拡大すべきである。
- 緊急時対応ネットワーク (R A N E T) を強化し、右ガイドラインを改善すべきである。
- 原子力計画を有する加盟国が 10 年ごとに規制の効果に関するピア・レビューを受けることが提案された。I A E A が 3 年間で 10 基に 1 基の割合で国際的な安全レビューを行うことが示唆された。

各作業セッションにおける我が国プレゼンテーションに対する
各国の主要な関心事項

1. 第1作業セッション「東京電力福島原子力発電所事故に関する暫定的な専門家の評価」

- (1) シビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメント対策の有効性
- (2) 非常用ディーゼル発電機1台だけが生き残った理由
- (3) 事故解析におけるシーケンス
- (4) 水素爆発の状況。特に4号機の水素爆発の原因。
- (5) 津波対策としての措置
- (6) 大気中への放射性物質の放出量の推定
- (7) 作業員の被ばくの管理状況
- (8) 地震による被害
- (9) 事故時の放射線防護の国際基準の適用の考え方
- (10) 炉心の冷却水に海水を用いた理由
- (11) 他の発電所への対応

2. 第2作業セッション「緊急事態に係る準備と対応」

- (1) 安定ヨウ素剤の配布
- (2) 周辺住民への支援の状況
- (3) 今後の除染等の取組みの考え方
- (4) 防護区域の設定の考え方

今後の国際対応について（出席者所感）

平成23年7月12日

内閣府本府参与 広瀬研吉

1. 継続的な情報提供

- ・ 福島第一原子力発電所の事故に対する我が国の取組みについては、今後も引き続き、IAEAを通して、国際社会に情報提供を続けることが重要である。

2. 国際的な安全基準

- ・ IAEAにおける国際的な安全基準の検討は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえてさらに充実強化が図られることになり、我が国はそれに積極的に貢献することが必要である。また、それらの国際的な安全基準の我が国への取入れについても積極的に取り組むことが必要である。

3. 安全研究

- ・ 福島原子力発電所の事故を踏まえ、シビアアクシデントに係る研究等について国際協力も含めて積極的に取り組んでいくことが必要である。

4. 原子力安全に関する国際会議

- ・ 国際的な原子力安全性の向上という観点から、来年後半のIAEAとの共催による原子力安全に関する国際会議を意義の深いものとすることが重要であり、そのために積極的に準備等の対応を進めていくことが必要である。

5. IAEAの原子力安全に対する取組み

- ・ IAEAは福島第一原子力発電所の事故を受けて、今後示す「行動計画」も含めて、原子力安全に対する取組みを充実強化させようとしており、我が国はそれに対して積極的に対応していくことが必要である。